

◎平成28年12月農業委員会議事録

開催日時 平成28年12月12日(月) 午前9時30分

開催場所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 高木勝美 西岡敏春 佐藤光志
岡 牧生 本田博士 中山 忍 森田義美
山内秀一 松永雄治 吉田二郎
友田 廣 岩永俊夫 榮 恵

農業委員欠席者 林田 篤 村上卓也 森下文夫

事務局出席者 春日公和 甲斐ひとみ

1 開 会 春日事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、西岡敏春委員、佐藤光志委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第19号 農地法第18条の合意解約について
- 2) 報告第20号 農地法第3条の届出について
- 3) 報告第21号 農地法第5条の届出について
- 4) 議案第23号 農地法第3条の許可申請について
- 5) 議案第24号 農地法第4条の許可申請について
- 6) 議案第25号 農用地利用集積計画承認申請について
- 7) 議案第26号 農業経営基盤強化促進法第16条に基づく通知について
- 8) その他

5 閉 会

○報告第19号 農地法第18条第6項の規定による報告について

議 長 それでは議事に入らせていただきます。
報告第19号農地法第18条第6項の規定による報告が2件あつております。
事務局より説明お願いいたします。

事務局 説明いたします。番号1をご覧ください。通知者。賃貸人。熊本市南区田迎〇〇〇〇。〇〇〇〇。賃借人。熊本市南区田迎〇〇〇〇。〇〇〇〇。物件は上六嘉高町〇〇〇〇。田。1, 247㎡。上六嘉金畑〇〇〇〇。田。626㎡。合計の1, 873㎡です。契約内容は平成25年5月1日から平成35年4月30日までの10年契約で、解約の合意が成立した日は、平成28年11月21日。土地の引渡しの時期は平成28年12月31日です。

次のページをご覧ください。通知者。賃貸人。嘉島町鯉〇〇〇〇。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町鯉〇〇〇〇。〇〇〇〇。物件が、鯉三十六〇〇〇〇。田。1, 973㎡。鯉瀬剥〇〇〇〇。田。227㎡。合計の2, 200㎡です。契約の内容は平成24年11月1日から平成34年10月31日までの10年契約です。解約の合意が設立した日は平成28年11月28日。土地の引渡しの時期も同日です。

以上です。

議 長 ただいま説明がありました案件は、合意解約でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長 続きまして報告第20号農地法第3条の3第1項の規定による届出が1件あつております。
事務局より説明お願い致します。

事務局 それでは、ご説明いたします。
議案書をご覧ください。通知者。所有者。嘉島町上六嘉〇〇〇〇。〇〇〇〇。取得者。嘉島町上六嘉〇〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件は上島赤見田〇〇〇〇。田。1, 175㎡。上島赤見田〇〇〇〇。田。594㎡。合計の1, 769㎡です。権利の内容は所有権です。権利を取得した事由が相続です。権利を取得した日は平成28年10月26日です。届出日は平成28年11月14日です。あっせんなどの希望はありません。以上です。

議長 　　ただいま説明がありました案件は、相続による所有権の移転でございますので、報告のみで終らせていただきます。

○報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について

議長 　　続きまして報告第21号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出が3件あっております。

それでは、番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 　　ご説明いたします。

申請人。譲渡人。嘉島町大字上島〇〇〇〇。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字上島〇〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件は上島幸八〇〇〇〇。田。384㎡です。申請理由は個人住宅となっております。次のページをお願いします。位置図のちょうど真ん中付近にあります、斜線の部分、こちらが申請箇所となっております。ドラッグストアモリの北側の位置となっております。次のページに字図を添付しております。真ん中の部分1904-2が申請箇所となっております。

次のページをお願いいたします。番号2。申請人。譲渡人。嘉島町大字鯰〇〇〇〇。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字鯰〇〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件は鯰宮園〇〇〇〇となっております。田。981㎡。申請理由は個人住宅となっております。次のページをご覧ください。位置図の、こちらの鯰集落内の斜線の箇所が申請農地になります。次のページに字図を添付しております。真ん中付近の合併と描いてあるところが申請箇所となります。

次のページをお願いいたします。番号3。申請人。譲渡人。嘉島町大字鯰〇〇〇〇。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字上六嘉〇〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件は鯰宮園〇〇〇〇。田。889㎡。同じく宮園〇〇〇〇。田。152㎡。合計の1,041㎡。申請理由は資材置場です。次のページをお願いします。鯰集落内の位置図の真ん中の斜線部分、こちらが申請箇所となっております。次のページに字図を添付しております。こちらにも真ん中付近の1489と1490が申請箇所となります。

以上になります。

議長 　　ただいま、説明がありました案件は、市街化区域の農地転用でござ

いますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第23号農地法第3条第1項の規定による許可申請が1件あっております。

事務局より説明お願いいたします。

事務局 では、ご説明をいたします。申請人。譲渡人。嘉島町上六嘉〇〇〇〇。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町北甘木〇〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件は北甘木尻久保〇〇〇〇。台帳地目は、田。現況地目は、畑。1, 676㎡です。経営状況は、耕作面積が田、23, 641㎡。畑が、7, 742㎡。合計が31, 383㎡です。家族人数は3人。労働力は7人。農機具はトラクター、田植機、コンバインを所有しております。申請理由は譲渡人の申し出によるものです。では、整理番号1の検討事項について説明いたします。

本議案について、申請書等に記載された内容が、当該基準に適合するか否か、検討した結果を説明します。

まず、申請農地は小作契約等は結ばれていないので、使用収益権について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取および地元農業委員である〇〇委員と現地調査を行なった結果、現在保有している農地は全て効率的に利用されているので、権利取得後の当該農地についても、米・麦・大豆を栽培する計画に必要な農機具及び労働力が確保され、効率的に利用されると思われます。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、本人が農作業に常時従事している旨の記載が、申請書にあるため、要件を満たすものと判断します。

次に、譲受人の、権利取得後における、農地の経営面積が、下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が31, 383㎡であるため、問題ありません。

最後に地域（周辺農地）との調和要件ですが、申請農地は緑川生コンの南東に位置する農地で、譲受人がすでに周辺農地を耕作しているため問題ないと判断します。

この農地ですが、以前、資材置き場として営農されていたようで、農地の一部が資材置き場になっているような状態です。大分は畑なのですが。今後、取得される〇〇〇〇さんが資材置き場になっていると

ころを、農業用倉庫として転用予定というか。その場合、〇〇〇〇さんには伝えてあります。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

何もないようでしたら、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。

それでは、承認とさせていただきます。

○議案第24号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請について

議長 続きまして議案第24号農地法第4条の規定による農地転用の許可申請が1件あっております。

事務局より説明お願いいたします。

事務局 それでは、説明いたします。申請人。嘉島町大字下仲間〇〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件は下仲間十五〇〇〇〇。台帳地目、畑。現況地目、宅地。19㎡。同じく十五〇〇〇〇。台帳地目、畑。現況地目、宅地。340㎡。合計の359㎡です。申請理由は農家住宅の敷地拡張及び農機具倉庫です。施設の概要は特にありません。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書は不要です。資金証明書はあります。開発許可は不要です。地元委員が本来であれば〇〇〇〇委員ですけど、今日の農業委員会を欠席するという連絡が早めにあっておりましたので、隣の〇〇〇〇委員に現地確認をお願いしております。

次のページをお願いします。位置図になります。こちらの真ん中付近の〇〇〇〇さん、こちらの北側と東側の斜線部分、こちらが申請箇所になっております。次のページに字図を添付しております。〇〇〇〇と描いてある、こちらが申請箇所になっております。次のページに、現況平面図を添付しております。こちらが、元々家が建っていた部分の一部と、東側の元々建っていた農業用倉庫が農地だったということで、今回地震によって家を取り壊されて、建て直すということになって、初めて農地のままだったということに気付か

れまして、それであわてて転用の申請をされたところです。次のページに始末書を添付しております。一応こちらに書いてありますとおり、昭和55年から農家住宅及び農業用倉庫として宅地と思って建てていらっしやったということで、始末書を添付しております。説明は以上になります。

議 長 次に、地元委員の〇〇〇〇委員が欠席でありますので、〇〇〇〇委員に報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。申請地は、下仲間集落の未整備農地ですが、高田堰掛土地改良区の甲種農地からつらなる位置にあるため、1種農地と思われます。営農上の支障についてですが、甲種農地集団の端部に位置していますので、支障はないものと考えます。現地を見ますとすでに住宅用地及び農業用倉庫用地として利用されておりました。始末書も添付されており、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請はだとうなものと思われます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事 務 局 それでは、検討事項について説明します。農地区分につきましては、集落内に位置しておりますが、高田堰掛土地改良区の甲種農地に連たんしておりますので、1種農地と判断します。通常、1種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外規定にあります、申請地周辺に居住する者の生活上、必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可の対象となります。もともと住宅用地の一部、及び農業用倉庫用地として利用されておりましたが、転用の許可を受けない無断転用の状態になっておりまして、今回の申請により是正されます。また、日照、通風等営農上の支障もないものと思われます。総合的に判断した結果、他への代替性もなく、始末書も添付されておりますので、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議 長 地元委員及び事務局から説明が終わりましたが、何かこの件についてご意見ご質問はございませんか。
それでは承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画承認申請について

議 長 続きまして議案第25号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画書について承認申請が6件あっております。

このうち、〇〇委員の案件がございますので、こちらから先に審議いたします。

〇〇委員の退室を求めます。

〇〇委員 ご審議よろしくお願いたします。
(〇〇委員退室)

議 長 では、事務局より説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、基盤強化法について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。今回の計画は5件の、11,665㎡です。所有権移転が1件の2,200㎡です。先に審議いたします、〇〇さんの案件は、集積計画の内容が町の計画に属していることを前提の上でご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権の設定でございます。2筆で1,873㎡でございます。利用内容は米・麦・大豆でございます。始期が1月1日から平成38年12月31日

でございます。小作料が2筆で20,000円となっております。

次のページ、5ページでございます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権設定でございます。裏面の6ページと合わせて10筆で、3,021㎡と636㎡となっております。期間は10年でございます。5ページが5筆で4俵と、6ページが5筆で1俵ということで物納となっております。

以上で個別の案件のご説明を終わります。

議長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんか。

何もないようでしたら、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 では、〇〇委員の入室を許可します。

〇〇委員 お世話になりました。

議長 〇〇委員、承認されましたので報告いたします。
それでは、残りの件について事務局よりお願いします。

事務局長 それでは、戻っていただきまして2ページをお開きいただきたいと思っております。

一覧表でございます。まず、賃借権の設定でございます。まず、5年の〇〇〇〇さんの更新でございます。田の1,547㎡。合計面積の44,982㎡。続きまして、ひとつとびまして、使用貸借権の設定でございます。まず5年でございます。〇〇〇〇。現経営面積が3,419,545㎡。今回の新規でございます。田の2,039㎡。合計の3,421,584㎡となっております。それと同じく使用貸借権でございます。10年の〇〇〇〇さん。田の2,027㎡。普通畑の522㎡。これは更新でございます。合計面積が2,549㎡となっております。続きまして、一番下でございます。所有権の移転でございます。〇〇〇〇の買い入れでございます。田の2,200㎡となっております。合計面積が、今回の計画で、13,865㎡となっております。

次のページをご覧ください。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権

の設定でございます。来年の1月1日から平成33年の12月31日までの5年契約でございます。

次は7ページでございます。〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの利用権の設定でございます。2筆の2,039㎡となっております。普通作で、5年の期間となっております。

次のページでございます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権の設定でございます。4筆の2,549㎡。10年でございます。

続きまして、最後のページになります。公社の買い入れ分でございます。〇〇〇〇さんからの売り渡しでございます。2筆の2,200㎡となっております。売買金額は合計の2,700,000円となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 　　ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問などございますか。

〇〇委員 　　ちょっといいですか。

最後の〇〇と〇〇さんの単価の、1,227,273円と合計金額の2,700,000円というのは、これは〇〇からこのくらいと言ってくるのですか。大体、嘉島町は下げないほうがいいと。150万円くらいと説明したので。どんどん下がっていくなら。

事務局長 　　はい。一応、適正金額は〇〇〇〇のほうと相談します。今までの例からしまして、問題ないかどうか、あまりにもかけ離れてはいないかというのは、前例の金額を出した上でしております。今回の案件は、ひとつは苗床で227㎡と2瀬ぐらいの、本人さんにとっては必要でもないような農地でもあるのですよね。苗床の部分がですね。出来れば270万円のうちにですね、三十六の2反ものをなるべく近い金額でみて、この金額を設定しているというような形でございますので、この2反ものを130から140万円で見させてい

ただくと問題ないと、〇〇〇〇のご意見はいただいております。そういう形で、なるべく適正価格から外れないようにと以前は、当初は話があっておりましたので、買い入れをされるかたにも説明しながら、この金額から下げるとはちょっと出来ませんという提示はさせていただいております。

委員 これは、やっぱり売りと買いのお互いの話だからですね。岡委員が言われるのも分かるけど。事務局長が言われる、基準があってもなかなか結果的にお互いの話し合いとなってくると思うのですよね。

事務局長 なかなかそこを維持してもらうためには、ある程度無理をしてもらいますが、そこから先は出し手さんがですね、困られている部分もありますからね、なかなか一概にだめですというところは。ある程度は無理して購入していただいている状況でございます。

〇〇委員 売る人は高いほうがいい。買う人は安いほうがいいですが。5年位前は大分していたのですよね。そこ5年ぐらいで急に落ちてくるというのはいかんと。委員さんもその認識をもっておられると思うのですよね。これは、狭いのもあるから調節してあるのですよね。

議長 この案件は、だき合わせの売買みたいなかんじですね。逆に、2瀬のを120万円で買えっっていても、なかなか相手が納得しない。

事務局長 やはり基本とするのは、3反ものですね。3反もので条件がいいところが一番適正価格に近づけるべきだとは思っておりますが、なかなかそれが、面積が小さくなったり、形が不形成であったりすれば、それだけの価値を下げることは防げないかなというところですよ。

議長 よろしいでしょうか。
他に、何かありませんか。何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第26号 農業経営基盤強化促進法第16条に基づく通知について
議 長 続きまして、議案第26号農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく通知が必要であるので、承認を求めます。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい。農地中間管理機構等による農用地の買入協議に係る農用地の所有者への通知について（要請）この度、下記の者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、下記の農用地の所有権の移転に係るあっせん申出があり、同法第16条第1項に基づき農地中間管理機構等を含めた調整を行ったところですが、当該調整において認定農業者に対する利用権の設定等が困難であり、また、当該農用地については、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため公益財団法人熊本県農業公社による買い入れが特に必要であると認められるので、同条第2項の規定による通知をされるよう同条第1項の規定に基づき要請します。

あっせん申し出者の氏名は、〇〇〇〇。住所は熊本市東区画図町下無田〇〇〇〇。農用地の所在は、嘉島町大字鯉字惣水町〇〇〇〇。田。3,004㎡。嘉島町大字上仲間字松田〇〇〇〇。田。3,317㎡です。説明しましたが、〇〇〇〇さんから、農地を売りたいと、あっせんをしてほしいという申し出がありまして、公社を交えた調整をしたところ、売買価格の面もあって調整が厳しかったので、農業公社に買い入れてもらうという通知を、町長を通してしてもらうというものです。まず、農業委員会から町長に要請して、町長から〇〇に通知を出す。要請を出してもらうという通知を出してもらいます。

議 長 ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

何もないようでしたら、承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。（委員一同）

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

本日、提案されました案件は、全て終了いたしました。

続きまして、その他となっております。委員の皆様から、何かご

ございませんでしょうか。

〇〇委員　ひとことだけ。皆さんからお見舞いいただきまして、ありがとうございました。草刈中に転倒してしまい、骨折、入院という最悪な結果になったところでございます。その際に、皆様から温かいお見舞いなどをいただきまして、本当にありがとうございました。厚くお礼申し上げます。おかげさまで、私も一ヶ月間入院、治療を行いほぼ9割がた回復しているところでございます。今後、また皆さんと一緒にいろんなことを習得しながら、農業委員を頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。お見舞いありがとうございました。お世話になりました。

議　長　事務局からは。

事 務 局　農地の売買について、皆様にお伝えしたいことがあります。だいたい、今、3条許可で出していると思いますが、それには5反要件というのがございまして、当該農地を取得後、5反無いと農地を買うことが出来ないという法律で決まっています。ただ、それだと、去年法人に自分の農地を預けて、自分で作っていらっしゃる方がおられるじゃないですか。その方は、経営は法人がしているとみなされるので農地を取得したいとなっても、5反要件を満たさなくて農地を取得できないということが発生しているのですよ。それで、相談に来られる方が多くてですね。3条許可は、経営面積が5反ない以上は許可できませんと、今まではお伝えしていたのですが、特例って認められる場合があるってことで、その農地を取得後にすぐ法人に貸し付けます。そういう前提の下で、農地を取得できると。今、3条許可で出していますが、基盤強化法、利用権設定とかが主になってくるのですが、こちらのほうが所有権移転ということで、許可が出せるということだったのでですね。ですので、もし今後相談に来られたら、法人に貸し付けるという前提の下であれば、取得は可能ですということで、お伝えいただけたらと思います。

委　員　法人にかけてあったら、どうなるのですか。

事 務 局　法人にかけてあるというと。

事務局長　もう利用権の設定がしてある。

事務局 それは、一旦、解約をしてからになります。

議長 それは、法人と解約しないと売買できない。

事務局長 ただですね、勘違いをしてほしくないのが、農業者というのがかしま広域農場の構成員になるわけですから、当然かしま広域農場で自主営農というのは、今のところされていないので、預けても自分で耕作するという人でないと、そういうのは利用できないかなあと。要は、耕作目的で買われる方が、認定農家さんは全て面積の要件は当然クリアするのですが、そのほかの構成員として農業をされている方が買われる場合が、そういったことが出来るっていうのでですね。

議長 法人の構成員で、5反要件を満たさないとだめという感じにしておくといいのでしょうか。

事務局 基盤強化法の場合はですね、5反要件というのがないのです。3条はあります。町の基本構想にのった人でしたら、売買が出来るのですよね。そこの違いがあるので、3条では出来なくても、基盤強化法では法人に貸し付けて、その人自身が法人の構成員という前提の元で、農地の売買が可能。ただ土地を取得したいがために使われるっていうのは困るので、法人に貸し付けてすぐ解約しますじゃ話にならないので、例えば10年は貸し付けるとかですね。

議長 構成員というのは、経営者じゃないので。経営者は会社だから。一回、私が全国大会に行ったときに、農林省の人に聞いたのですが、法人で経営者じゃないけど、耕作者の権利の証明書みたいなものを出してもらおうといいですよと。それは、農業委員会や法人で規約を作るといいですよとは一度聞きました。

事務局 ただ、そういう形で売買が可能だということなので、皆さんにも知っておいていただけたらと思います。

事務局長 なかなか農業委員さんは、地元の方との相対でですね、ここは厳しく、ここは甘くということもあるかも知れませんが、遵守

していただいて、いろいろ聞かれると思いますがよろしくお願いたします。

事務局 次回の農業委員会は、1月10日の火曜日、時間は9時半から予定したいと思います。また、正式な通知は発送したいと思います。

以前から話していたかと思いますが、農業公社のほうの説明にきたいと言われていてですね、1月の10日の農業委員会の日に終わってからちょっとお時間をいただいて、農業公社の説明をしていただきたいと思っておりますので、お時間を空けていただきたいと思えます。

事務局長 すみません。あと一件よろしいでしょうか。実はですね、農業委員会法が改正されて、農地利用最適化交付金というのがありますが。これはですね、農業委員さんの実績に基づいて、交付金が支給されるような制度になっておりまして、今回の12月議会で、その最適化交付金を受け取るためには農業委員さんに上乘せとして支給する部分が、最適化交付金であります。その上乘せというのが、12月までの農地集積であったりとか、実績に基づいて国から交付されるわけです。ですから、今、年報酬が会長の分で15万円ほどありますが、その分に対して農業委員さんがお仕事をされた分だけ、集積を維持した分だけ、その分に対して国から交付金が交付されるようになっております。皆さん特別職になられるので、報酬プラス能率給ということで条例改正をさせていただきました。それをするので農業委員さんに上乘せして交付金を支給する形になりますので、そういった活動というのがものすごく重要になってきます。皆さんのそういった活動をよろしくお願いたしたいと思いますし、農地の利用状況調査とか今後していく必要がございますので、是非ご協力いただいて、要は嘉島の農地をこれだけ嘉島の農業委員会で見守っていますよということが、今後の実績に入ってきますので、事務局からこういった活動をしてくださいという形でお願いするかもしれませんが、12月までの実績が年度末には交付金として入ってきます。まだ、交付額は決定しておりませんので分かりませんが、よろしくご協力のほどお願いたしたいと思います。最適化活動の中で、遊休農地の解消というの含まれておりまして、まず、そのためには遊休農地の把握をしなければならない。把握するためには、農業委員さんのほうでご存知だと思うので、どこが遊休農地で

すというのを書いて、出していただくことになるかと思いますが、まだ、準備が出来ていないので、準備が出来次第またお願いに上がりたいと思いますので、よろしくお願いします。

水田台帳に出ている部分は、把握されていると思いますが、水田台帳に出ていない農地は、把握する必要がございますので、よろしくお願いします。

議長　それでは、本日の農業委員会はこれもちまして閉会いたします。
ありがとうございました。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成28年12月12日

会長　下　田　司

委員　西　岡　敏　春

委員　佐　藤　光　志